

市川市立真間小学校 P T A 個人情報取扱方針

第1条（目的）

市川市立真間小学校 P T A（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、P T A名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条（本会の取り扱う個人情報）

本会は次の個人情報を収集し管理する。

- （1）会員の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）
- （2）会員の児童の氏名、クラス、在校の兄弟関係（甲乙）
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条（管理責任者・管理方法）

- 1 本会の個人情報管理責任者を会長及び副会長とする。
- 2 本会は、真間小学校内の会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条（情報の収集・利用）

本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、保護者並びに関係教育機関から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。

- （1）会費集金・管理
- （2）本部役員・専門委員などの選任・名簿の作成
- （3）関係文書の送付
- （4）その他、本部会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き本部会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、本部会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を当該個人情報対象者（以下「本人」という）から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要なある場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、本部会が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示）

本会は、本人、保護者、及び同人らから委任を受けた者からの個人情報開示、利用、停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

1 本会会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。

2 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し事実を確認した後、本部会に報告するとともに、右事実を本人に通知しなければならない。

第9条（研修）

本会は、本会会員に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第10条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第11条（本規則の改正）

本規則は、運営委員会の発議に基づき総会の過半数の議決に基づき改正することができる。

附則

本規則は平成 30年 4月 20日より施行する。